

# 公の施設の点検結果票

点検実施

令和7年10月

## 1 施設の概要

① 施設名称	岡山市御津保健福祉ステーション		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 福祉・保健センター		
③ 担当課名	保健管理課		
④ 開設年月日	平成24年4月1日		
⑤ 所在地	岡山市北区御津金川449番地		
⑥ 施設規模	敷地面積(m <sup>2</sup> )	8,295.15m <sup>2</sup>	
	構造/延床面積(m <sup>2</sup> )	鉄筋コンクリート造地上3階建/4,119.21m <sup>2</sup> (内526.8m <sup>2</sup> )	
	建設費(単位:千円)	126,327千円	
	施設内容	1階 相談室 2階 機能訓練室・相談室等	

## 2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし [法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 岡山市御津保健福祉ステーション条例
③ 条例に規定された設置目的	地域に密着した保健、福祉の連携と調整を図ることにより、これらのサービスを総合的に提供し、もって地域住民が安心して快適な生活を送ることができる地域づくりを実現するため、岡山市北区御津金川449番地に岡山市御津保健福祉ステーションを設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	安定して介護サービスの提供が受けられ、保健、福祉の連携が図られること。
⑤ 設置目的等の達成状況	利用実績については、下記のとおり

## 3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(公募)			
② 開館日	月曜日～金曜日 祝日・年末年始(12/29～1/3)は休日			
③ 開館時間	8:30～17:15			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数(実数)	利用者数(延数)	
	令和4年度	—	—	
	令和5年度	44人	3,169人	
	令和6年度	56人	3,641人	
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	・空調設備更新(R9年度) ・エレベーター修繕(R14年度)			

## 4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和7年度 〔予算〕	令和6年度 〔決算〕	令和5年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	
		指定管理料	4,500	4,500	4,500	4,500
		補助金等	0	0	0	0
	小計		4,500	4,500	4,500	4,500
	直接経費	維持管理費	0	0	0	0
		光熱水費	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	支出合計		4,500	4,500	4,500	4,500
収支差額		-4,500	-4,500	-4,500	-4,500	

## 4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和7年度 〔予算〕	令和6年度 〔決算〕	令和5年度 〔決算〕	平均
収入	指定管理料	4,500	4,500	4,500	4,500
	介護報酬収入	35,976	32,705	28,810	32,497
	食費収入	2,410	2,191	1,896	2,166
	補助金収入	314	314	200	276
	その他(雑入等)	100	100	100	100
収入合計		43,300	39,810	35,506	39,539
支出	管理運営費	35,809	35,809	29,147	33,588
	事業費	5,509	5,024	5,507	5,347
	その他	144	144	2,500	929
支出合計		41,462	40,977	37,154	39,864
収支差額		1,838	-1,167	-1,648	-326

## 5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	12条点検（金川病院実施）
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

## 6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり
	当該施設は、病院の一面を使用し、保健・福祉分野が相互に連携しあう拠点として整備された。地域住民は、いつでも健康や介護に関する相談ができ、健康づくりや介護予防などのサービスが受けられるため、高齢者が安心して快適な生活が送れる地域づくりに貢献している。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	指定管理者 相談業務や居宅サービスの提供など専門性のある業務を提供する施設であり、民間のノウハウを活用することが望ましいため。
③ 指定管理者とする場合の選定方法	公募
非公募の場合	非公募とする理由
	根拠規定
	指定管理者の候補者名
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和9年4月1日～令和14年3月31日 (指定管理期間：5年)